

農薬適正使用講習会



正しく使って大きな収穫！

令和2年11月現在

 **第一農薬株式会社**

農薬取締法

- 無登録農薬の製造、輸入、販売、使用の禁止
- 農薬使用基準(ラベル記載内容)の遵守

《 罰 則 》

○違反した場合

3年以下の懲役か100万円以下の罰金

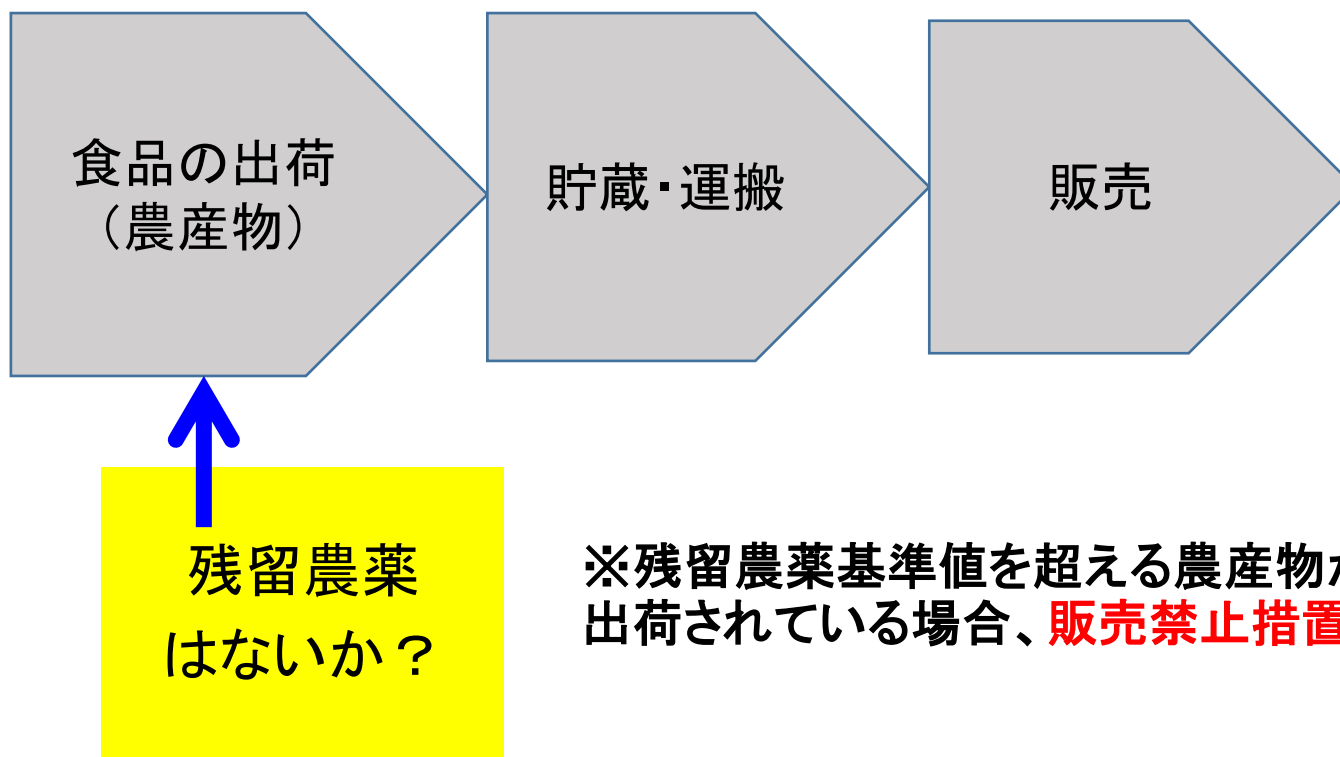
○違反した者が法人の場合

1億円以下の罰金



食品衛生法

食品の安全を確保するため、出荷された食品中の
残留農薬のチェックを行っている。



ラベル表示例 1

■購入時に確認することは

The diagram shows a pesticide label with several key elements highlighted by callouts:

- 毒性の表示 危険物の表示**: Points to the "医薬用外劇物" (Toxic to humans, not for medical use) label in the top left.
- 農林水産省登録番号 農林水産大臣の登録を証明するものです。**: Points to the registration number "農林水産省登録 第〇〇〇〇〇号" in the top right.
- 種類名 有効成分 (有効成分・作物毎に総使用回数が決まっています)**: Points to the product name "〇〇〇〇乳剤" and the active ingredient "△△△△乳剤".
- 用途 商品名**: Points to the product name "〇〇〇〇乳剤".
- 最終有効年限 期限を過ぎたものは使わないようにしましょう!**: Points to the expiration date "最終有効年月(西暦下2けた) 20. 10" at the bottom.

The label itself contains the following text:

医薬用外劇物

農林水産省登録 第〇〇〇〇〇号

殺虫剤

〇〇〇〇乳剤

△△△△乳剤

【成分】 △△△△……………40.0%
有機溶剤、乳化剤等…60.0%

【性状】 淡褐色乳化油状液体

〇〇株式会社

最終有効年月(西暦下2けた) 20. 10

農薬ラベルの例

ラベル表示例 2

* 使い慣れていても、

農薬のラベルは必ず読みましょう。

作物名	適用害虫名	希釈倍数(倍)	10アール当り使用液量	使用時期	本剤の使用回数	〇〇〇を含む農薬の総使用回数
かぼちゃ	アブラムシ類	2000	100～300ℓ	収穫前日まで	2回以内	3回以内 (定植時の土壌混和は1回以内、散布は2回以内)

300坪に100ℓから300ℓまで散布できますよ！

前日とは24時間経過後

収穫開始〇〇日前まで（例 収穫開始7日前まで）

これは、収穫が始まる7日前までに使用を終了して下さいとの意味です。一旦、収穫が始まってからは使用する事が出来ません。

〇〇〇を含む農薬の総使用回数とは？

製品だけでなく、有効成分ごとにも決められています。

複数の製品で同一の有効成分を含む場合は、有効成分ごとに決められた使用回数を守る必要があります。

〇〇〇を含む農薬の総使用回数

【例】スタークル顆粒水溶剤【ジノテフラン】

本剤の使用回数は2回以内

作物:カボチャ・ゴーヤー・ウリ類(漬物用)

ジノテフランを含む農薬の総使用回数

3回以内(定植時の土壌混和は1回以内、散布は2回以内)

同じ成分を含む(アルバリン顆粒水溶剤)2回散布したら、スタークル顆粒水溶剤は散布できない。

総使用回数をオーバーしてしまう



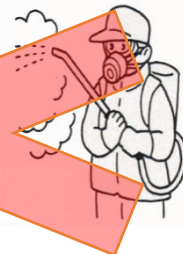
×

2



×

2



間違いやすい作物名

1. さやいんげん と いんげんまめ



さやごと食べるもの。



成熟した豆を収穫するもの。

2. にんにく と 葉にんにく



球 根



3. スイートコーン と ベビーコーン



トウモロコシの幼果
を収穫するもの

4. トマト と ミニトマト



直径3センチ以下
のものは含まない



農薬購入時に確認する事項

①〇〇を栽培している。使える農薬は何？

ラベルを確認(農薬取締法)

②〇〇害虫・病害が発生。使える農薬は？

ラベルを確認(農薬取締法)

③そろそろ収穫です。使える農薬は？

収穫前日数をラベル確認(食品衛生法)



農薬の使用前

- ◆ 農薬ラベルをよく読みましょう。
- ◆ 散布器具の点検を行い、前回使用時の散布液が残っていないか等確認し、使用前に通水しましょう。



散布に際しての注意事項

天 候

★散布作業は体調を整えてから

- 空腹、疲労、風邪、睡眠不足、二日酔いなど



- 風の強い日、暑い日中は散布を控える。涼しい朝夕に行う。



- 防除衣、農薬用マスク、メガネ、手袋などの保護具を着用しましょう。



- 散布圃場面積にあわせ、散布液は残らないよう調製しましょう。

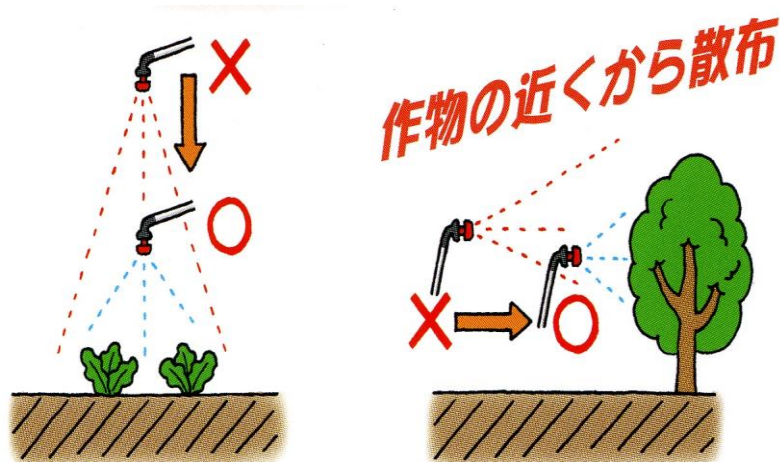
近隣圃場への飛散(ドリフト)に注意するケース

○近接する圃場の作物に登録のない農薬を散布する場合



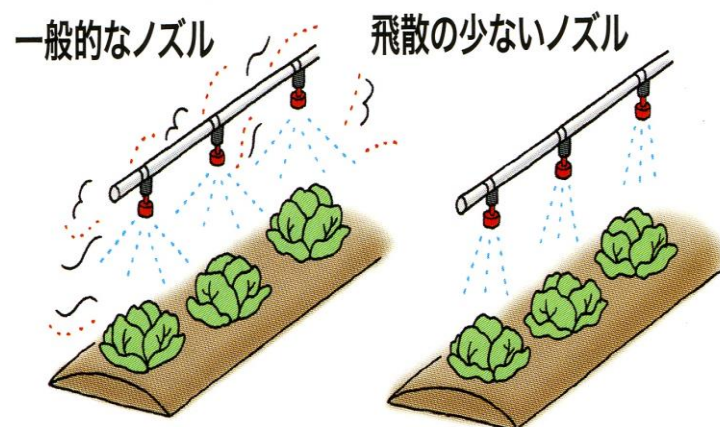
サトウキビに
登録はあるが、
オクラに登録
がない場合

散布法の工夫



風には細心の注意を！

- ◆ 風向きに注意し、風の強い時は散布しないようにしましょう。
- ◆ 対象作物に近づけてそれ以外にかからないようにしましょう。
- ◆ 特に除草剤の散布は注意



飛散防止のために！

- ◆ 飛散低減ノズルやカバーの使用、飛散防止ネットの設置など、いくつかの対策を組み合わせると効果的です。

きちんと後片づけ・保管をしよう！

- ◆ 散布器具のタンクやホースに農薬が残らないようによく洗浄しましょう。
- ◆ 廃液は河川等の水系に流れないように注意しましょう。
- ◆ 空容器や空袋は野焼きをしたり圃場に放置せず、廃棄物業者に委託するなど適切に処理しましょう。
- ◆ 農薬は鍵のかかる専用の保管庫に入れて管理することを徹底しましょう。
- ◆ ペットボトル等への移し替えは誤飲の原因になるため、やめましょう。



散布履歴(防除日誌)を記帳しよう！

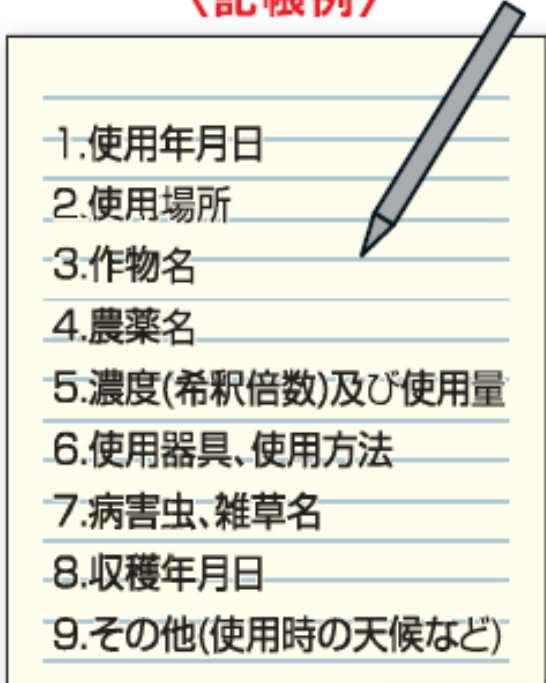
(安全・安心な作物づくりに、記帳は欠かせません。)

➤ 防除日誌には、いつ、どこで、何に、どんな農薬を、どれだけ使用したのか、記帳しましょう。

➤ 農作物の安全、安心を確保するとともに、効率・効果的に病害虫を防除する参考になります。

➤ 農薬の使用基準を守っている証明になります。

〈記帳例〉

- 
1. 使用年月日
 2. 使用場所
 3. 作物名
 4. 農薬名
 5. 濃度(希釈倍数)及び使用量
 6. 使用器具、使用方法
 7. 病害虫、雑草名
 8. 収穫年月日
 9. その他(使用時の天候など)

農薬の不適正な使用が、産地を傷つけます



〇〇産の農産物から、基準を超える残留農薬が検出？



〇〇産の農産物は安全？

風評被害・産地のイメージダウン

農薬を正しく使い、
安全・安心な〇〇産の農産物

